

## 高度情報通信社会推進本部の設置について

〔平成6年8月2日〕  
閣議決定

1. 我が国の高度情報通信社会の構築に向けた施策を総合的に推進するとともに、情報通信の高度化に関する国際的な取り組みに積極的に協力するため、内閣に「高度情報通信社会推進本部」（以下、「本部」という。）を置く。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長： 内閣総理大臣

副本部長： 内閣官房長官、郵政大臣、通商産業大臣

本部員： 法務大臣、外務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、国家公安委員会委員長、総務庁長官、北海道開発庁長官、防衛庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官、沖縄開発庁長官、国土庁長官

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長は、高度情報通信社会推進に関し、意見を求めるため、有識者の参集を求めることができる。なお、必要に応じて、本部と有識者の合同会議を開催することができる。

4. 本部の庶務は、郵政省、通商産業省等の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 高度情報通信社会推進本部有識者会議について

平成 6 年 8 月 31 日  
〔高度情報通信社会推進本部長決定〕

1. 高度情報通信社会の実現に資するため、高度情報通信社会推進本部有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。
2. 会議は、高度情報通信社会の実現に関し優れた見識を有する者若干名に依頼し、その参集と意見の開陳を求める。
3. 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
4. 会議の庶務は、郵政省、通商産業省等の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。